

債務履行方針

当社は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第3項その他関係法令及び一般社団法人日本暗号資産等取引業協会の自主規制規則等（以下「関係法令等」といいます。）に基づいて、暗号資産を移転するために必要な秘密鍵その他の情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由（以下「漏えい等」といいます。）に起因して、資金決済に関する法律第63条の11第2項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するお客さまの暗号資産について、当該お客さまに対して負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における、当該債務の履行に関する方針（以下「本方針」といいます。）を以下のとおり定めます。

1. 債務履行の方法

漏えい等に起因して、お客さまに対して暗号資産を返還することが困難となった場合、当社は、お客さまの保護を最優先として、当該暗号資産が不足している状況、原因、影響範囲及び調達可能性を確認・考慮したうえで、当該不足する暗号資産と同種・同量の暗号資産を調達してお客さまに返還します。ただし、同種・同量の暗号資産の調達が難しいと当社が判断した場合には、暗号資産の返還に代えて、又は暗号資産の返還と共に、金銭その他の方法により当該不足額相当額をお支払いすることがあります。

この場合、当社は、関係法令等、社内規程及び本方針に従い、対象となるお客さま、対象暗号資産（関係法令等及び本方針に従い当社がお客さまに返還すべき暗号資産をいいます。以下同じ。）の種類及び数量、返還又は支払の方法並びに対象暗号資産の値動きの状況その他必要な事項を確認し、合理的かつ公平な方法により債務の履行に努めます。

2. 債務履行の時期

当社は漏えい等を認識した場合、速やかに事実関係、原因、影響範囲、対象となるお客さまの範囲及び不足額を確認し、必要に応じて金融庁その他の関係当局、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会その他関係機関への報告又は届出を行ったうえで、上記方法に従い、その個別具体的な事情や状況等に応じて、可能な限り速やかに債務を履行します。

なお、履行すべき債務の範囲の調査・確認、当該履行に必要な暗号資産の調達又は金銭の準備、本人確認、支払先確認その他債務履行に必要な手続に時間を要する場合があります。この場合には、当社は、合理的に可能な範囲で債務履行の見通し及び進捗状況をお客さまに告知します。

3. 債務履行の方法が金銭による場合の弁済額の算定の基準日及び方法

当社は、漏えい等の個別具体的な事情や状況等を勘案し、合理的かつ客観的に適切であると認められる算定の基準日及び方法をそれぞれ決定の上、当社ホームページ等において、速やかにお客さまに対し告知いたします。

金銭その他の方法により弁済する場合の不足額相当額は、原則として、漏えい等の発生時点、当社が漏えい等を認識した時点、取引停止その他必要な保全措置を講じた時点、又は債務履行の実施時点等のうち、当該事案の性質に照らして合理的かつ客観的に適切と認められる時点を基準日として、当社が合理的と認める価格情報を参照して算定します。

4. 告知及び問い合わせ対応

当社は、漏えい等により本方針に基づく債務履行が必要となる場合には、対象となるお客さまへの個別連絡、当社ホームページへの掲載、問い合わせ窓口の設置その他適切な方法により、必要な情報を告知します。

5. 記録の作成及び保存

当社は、本方針に基づく債務履行に関し、漏えい等の内容、対象となるお客さま、対象暗号資産の種類及び数量、返還又は支払の方法、算定の基準日及び方法、告知内容、問い合わせ対応、再発防止策その他必要な事項を記録し、関係法令及び社内規程に従い保存します。

以上

2022年8月2日制定

2026年6月25日制定